

NPO 法人訪問看護ステーションゆいまーる

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人訪問看護ステーションゆいまーるが設置する NPO 法人訪問看護ステーションゆいまーる（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

4 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：NPO 法人訪問看護ステーションゆいまーる
- (2) 所在地：東京都武蔵村山市榎3丁目5番地の2 サウスウインド1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、適当数必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。
- (4) 事務員：1名以上
事務及び経理一般、資材及び物品管理等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までは除く。

(2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。

2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

(1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者の居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供する。

(3) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、精神ケア、ターミナルケア等

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置等

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 家族の支援に関すること

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理等

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 営業時間外に利用者及び家族等から、電話により看護に関する意見を求められた場合には、相談に応じ利用者の病状の状態によっては、直接自宅へ訪問し看護を提供する。

3 前、前々項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、別紙料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意を得る。

(1) 介護保険では、居宅サービス計画に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告知上の額に介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

(2) 医療保険(健康保険法又は老人保健法)では、老人医療受給者、その他健康保険である利用者からは、それぞれの割合に応じた負担額を受領する。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置

(2) 第6条で定めた営業日以外に医療保険での訪問看護を行った場合

(3) 次条に定める通常の実施地域を超える場合の交通費

(実費 1 km当たり 100 円)

(通常業務を実施する地域)

第12条 ステーションが通常業務を行う地域は、武蔵村山市、東大和市、小平市、立川市、昭島市、瑞穂町とする。

(利用者の同意)

第13条 ステーションはサービス提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、本事業の運営規定の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(相談・苦情対応)

第14条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等にする利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

窓口として電話：042-506-8641（訪問看護ステーションゆいまーる）で受付ける。

2 利用者の苦情に関しては、市町村や国民健康保険団体連合会からの質問調査がある場合は、協力するとともに指導助言がある場合は、必要な改善を行う。

3 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第15条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護について)

第16条 ステーションは、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者個人情報を用いない。又、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いないこととする。

2 ステーションは、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録も含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

3 ステーションが管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内等で訂正を行うものとする。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となる）

(ハラスメントの防止・対応)

第17条 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等がステーションの指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(虐待防止に関して)

第18条 ステーションは、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために次に掲げるとおり必要な体制の整備を行う。

- (1) 虐待防止に関する担当者をおく。
 - (2) 虐待防止委員会を設置し定期的を開催する。
 - (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に行う。
- 2 ステーションは、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族又は養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第19条 ステーションは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理等)

第20条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（情報通信機器等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画について)

第21条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後3か月以内の初任研修
 - (2) 年1回以上の業務研修
- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管しなければならない。
- 4 ステーションは、利用者の見やすい場所に本事業の運営規定の概要、職員の勤務体制等の重要事項を掲示する。

附 則

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和1年 6月 1日から施行する。(利用料等追記)

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。